配偶者居住権(ケース毎のメリット・デメリット)

母親のBさん 相談役のO氏 自宅の相続にはいろいろな方法があるようですが、それ 3つのケースにわけて考察してみましょう。 ぞれメリット・デメリットなどはどのようになりますか? デメリット メリット (例) ケース1 ・不動産以外の財産が少ない場合、 息子の遺留分が侵害されるおそれがある。 母が不動産を相続 ・自宅(居住建物)の権利を優先して 自宅 ・母は安心して自宅(居住建物) 預金等の母の取り分が少なくなる恐れがある。 (100)に住み続けることができる 母 ・母の相続の際、二次相続が発生する。 ・不動産の再登記など登録免許税等の負担が大 きくなる。 ケース2 ・不動産以外の財産が少ない場合、 息子が不動産を相続 ・母の相続の際、二次相続が発 母の遺留分が侵害される恐れがある。 生しない。 ・母の了承無しで居住建物が売却される恐れが 息子 ある。 ・配偶者が居住建物の通常の必要費を負担する ケース3 母が配偶者居住権を取得 義務が残る。 父 ・母は安心して自宅(居住建物) ・例えば配偶者が老人ホームに入居し配偶者居 自宅の 配偶者 所有権 に住み続けることができる 住権を抹消登記した場合には、配偶者居住権の 居住権 不動産 ・配偶者居住権は母の死亡時に 贈与に関して指摘されるリスクがある。(この (X)(100-x)消滅するため、二次相続が発生 ような事例の税務の取り扱いの動向に注意す 息子 配偶者の税額軽減に しない。 る必要がある) より、課税財産の50% ・配偶者居住権及び敷地利用権を評価する必要 まで相続税非課税 がある。

©2021 OGAWA INT'L TAX 2021 年 5 月 1 日